

女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile:山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

第39回・離婚の理由

私は、フリーランスで仕事をしています。子供はいませんが、夫はいます。最近、離婚を法意しました。

2年前から夫は、女の子の人影に凝りだし、今では自分の部屋が埋もれてしまつてくわい集めたフィギュアを見つくり、ニヤニヤするのです。そんな夫が気味悪くなつてきました。

もちろん、数年前から夫婦関係はありません。だから、ほとんど会話もありません。

そこで、離婚を切り出したら、「すべてお前のせいだよ」と言い、慰謝料として、ふたりで建てた家と現金を要求してきたのです。私は、夫の言う通りにはしてはならないのでしょうか？(都内の悩めるアラフォー)



趣味に共感できず、生理的な嫌悪を感じてしまつたというのは、夫婦関係においては、確かに致命的と言えるかも知れません。

しかし、当事者間の同意がない場合、法律が離婚原因として認めているものは、

- ①不貞行為

離婚理由は5つの分類の中から認められ、責任の有無を判断する。

民法では、「夫婦は同居し、お互いに協力、扶助し合わなければならない」と定めています。これを、同居・協力・扶助義務と呼びます。

この義務に違反しているかどうかで、離婚原因の責任の有無を判断します。そして、非のある側が、非のない側に慰謝料を支払います。

- ①は浮気です。裁判においては、浮気によって夫婦関係が破綻したかどうかが問題となります。
- ②は、同居・協力・扶助義務に不当に違反することを指します。生活費を入れない、転勤や介護などの明確な理由がないのに同居を拒否する、健康なのに働こうとしない、などが挙げられます。
- ③には、行方不明は含まれません。生きていてもという推測が働くからです。

④は、特に説明の必要がないでしょう。

さて、貴女がご主人に慰謝料を払わず、フィギュア蒐集を理由に離婚するには、⑤に当てはまるかどうかです。

⑤には、浪費や、暴力、性格の不一致などさまざまなものが含まれます。

通常、フィギュア蒐集などの趣味を生理的に受け付けられないとの理由は、離婚原因には認められません。

但し、ご主人が給料の大半をフィギュア購入に費やし、浪費しているという事情があれば、夫に非があると認められる可能性は高いでしょう。

そのなれば、貴女は慰謝料を払う必要はないでしょう。逆に、浪費の事実がなければ、貴女は慰謝料を払い、離婚することになります。

ところで、今回のケースでは、もうひとつ大きな問題があります。

それは、貴女が離婚を切り出した際、ご主人が「すべてお前のせいだ」とおっしゃった事です。

離婚の慰謝料は、300万円程度が相場。

また、数年前から夫婦関係がないとの話ですが、詳しい説明がないので判断しかねます。



イラスト/ふじや奈央

これは、ご主人が、夫婦関係破綻の主な原因は貴女にある、と考えているということでしょう。

最後に一般論を示します。通常、離婚の慰謝料は、300万円程度が相場と言われています。この判断に従えば、たとえ貴女に非があっても、「家と現金」というご主人の要求は、高額と言えます。

従い、第三者を介在させるか、調停を申し立てるなどすれば、要求されている慰謝料は減額されると思います。



山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。